

# 緊急事態措置期間の延長に伴う中小企業・個人事業主への追加支援

名称：「埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金」

目的：緊急事態措置期間の延長に伴い、厳しい経営状況に置かれている県内中小企業・個人事業主に対して埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金を支給する

支援金額：10万円／1者

予算規模：53億円（既定予算と合わせて172億円）

申請手続：令和2年6月1日から同年7月17日まで原則電子申請で受付

## 支給対象要件

- ・5月12日から5月31日までの間に8割以上休業している中小企業、個人事業主
  - ・業種の縛りをかけず、休業理由を問わない
  - ・2019年の売上げの月平均が15万円以上あること
  - ・休業日の認定については弾力的に運用
- ①臨時休業日や定休日: 1日 ②売上げがなかった日: 1日
- ③営業時間短縮: 0.5日 ④店内営業を休止しデリバリー・テイクアウトのみ営業: 0.5日